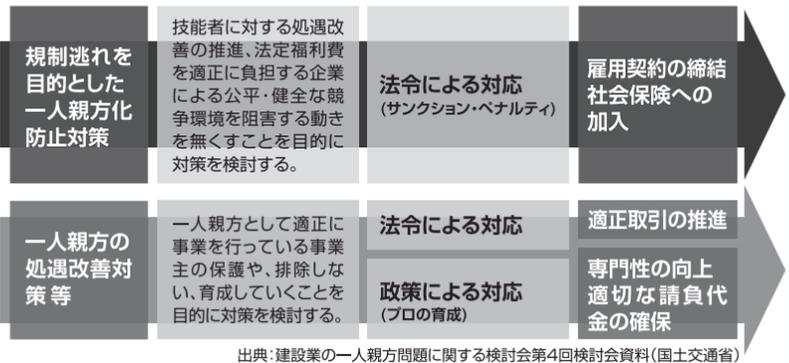


### 建設業の一人親方問題に関する検討会の目的

技能者の処遇改善や法定福利費を適正に負担する企業による公平・健全な競争環境の整備等を図るため、学識経験者・建設業者団体等が一体となって、規制逃れを目的とした一人親方化防止対策、一人親方の処遇改善対策等の諸課題に関し、実効性のある施策を推進する



# 建設業の偽装一人親方問題

芝浦工業大学建築学部教授 蟹澤 宏剛



蟹澤さん

## 下請化と規制逃れで増加

## 国交省が適正化を推進

4月5日に開催された第73回大手建設・住宅企業交渉・交渉団会議で、蟹澤宏剛芝浦工業大学教授が「建設業の偽装一人親方問題」と題して行なった講演の一部を紹介いたします。蟹澤さんは国土交通省の「建設業の一人親方問題に関する検討会」にも参加しています。(文責・見出しとも編集部)

何をもちて一人親方かというのは難しいのですが、少なくとも労災保険の特別加入の数はここ5年で20万人、1・5倍ぐらいに増えました。ものすごい勢いです。少なくともこの労災特別加入という制度上の一人親方だけでも60万人いるのが今の実態です。なぜ増えたのか。それは国の社会保険未加入対策が奏功したことや、公共工事などの現場での入場規制も徐々に強化されてきたこと、特に野丁場の大手専門工事業はかなり社員化も進めた一方で、専属下請のようなものを切り離すというか、下請化をしてきたとい

うこともあると思います。一方、悪い面ばかりではない、DIY市場などでフリーとして働いているような若い一人親方という形も増えているかと思っています。

### 「働き方」で休日の違い 同じ人間なのに倍働くのか

一人親方問題でいうと、次は働き方改革です。これがあ

## 10代なのに一人親方

### コロナで補填ない「社員」

偽装一人親方の具体例ですが、今一番問題なのは特別労災に加入する10代の人がいることです。本当に一人親方なのか。これは国土交通省の会議でも大きな問題になっています。

また工務店などで、社員として、作業着もみんな着ておきそこに工務店の名前も入っています。会社のヘルメットをかぶって会社の名刺も持っています。それでうちの社員ですとパンフレットにも載

っています。しかし契約を見ると請負で外注になっているということがあります。国土交通省も例えはこの10代の一人親方ってのはいかかかというのを具体的に問題に出し、一人親方問題を整理しようといっています。技術者は社員なのに技能者は一人親方とされているような例が多い。それから本人はその会社ですつと働いているので社員だと思込んでいるが、例えばコロナになって

いますが、日建連では4週8閉所が4割ぐらいに増えていて、だから特に町場に関しては土曜日休むということでは、野丁場とほとんど差がついてくる。土曜日働けないと稼ぎが減るじゃないかという問題については別の解決策を考えるべきです。逆にいうとその稼げなくなるという問題に賛同するということは、職人は外注でいい、請負でいい、だから休まない方がいいといっているのと同じです。

3年後ぐらいから建設業も残業時間の上限規制がはめられ、今までは罰則がなかったものが罰則付きになります。この規制をかけられるのが嫌だからやっぱり一人親方にしておこうという話があります。では一人親方だったら、本間に同じ人間なのに倍働いてもいいのかという問題もあるわけです。

それが例えば一人2人ならいいのですが、10人とか認定されるって何百万円、何千万円の世界になります。もう一つ、一人親方問題がどうかせざるを得ないのは消費税のインボイスです。これは令和5年の10月1日から施行されます。簡単にいうと、先ほどいった一人親方にした方が社員にするよりもずっとその会社の負担が少なくなるという話ですが、少なくともこの仮払消費税が引けなくなると、2万円といったら2万円になるといことです。それ以上に一人親方から引



働き方改革の波は一人親方にも (写真は本文とは関係ありません)

### 「会社負担」が社員化をはばむ

### 差額は実に1万円

それから偽装一人親方問題で一番大きいのは税金です。今まで何で社員にしようとしたのか。簡単にいうとこういことです。例えば賃金を1日2万円だと決めます。社会保険は大体16%がかかりますから2万円のうちの16%の3200円ぐらいです。それから偽装一人親方問題から2万円というのが手取りだとすると、社員にすれば少なくとも社会保険料の3200円がプラスされ2万3200円になります。ところが一人親方に2万円と決めた場合、これは外注費と仮払消費税と考

## CCUSで問題解決

### レベル3・経験10年が適正

もう一つ、一人親方問題がどうかせざるを得ないのは消費税のインボイスです。これは令和5年の10月1日から施行されます。簡単にいうと、先ほどいった一人親方にした方が社員にするよりもずっとその会社の負担が少なくなるという話ですが、少なくともこの仮払消費税が引けなくなると、2万円といったら2万円になるといことです。それ以上に一人親方から引

らう。この辺を偽装かどうか見分ける判断基準にしますと書いてあります。そう考えると例えば2万円と決めた時に、少なくとも今までの手取りの2万円と変わらなくなるのであれば、2万円に消費税をつけて2万2000円払わなければならない。

### 請負単価で偽装か判断

それから国のガイドラインがこうなると思いますが、適正と考えられる一人親方というのは、請負だから経費などを考えてその分が社員の単価よりも高くなければだめ

からこの消費税分を引いた1万8000円ちょっとです。社員の社会保険を考えただけでも社員にしておくのと一人親方にしておくのでは同じ2万円といった時に実質は5000円の差がつきます。これがあるの皆さん社員にするのを嫌がってしまいました。また実際には社会保険だけでなく、国土交通省は40%ぐらいが経費だと設計労務単価でいっており、2万円の41%で8200円です。ですから社員にして2万円を手取りにするのと2万8200円、これと一人親方にした時の差を比べると実に1万円というよう

### 詰将棋の解答

- ▲1二香まで11手詰。
- ▲1二銀△同香▲3三桂△3二玉▲2一角△2二玉▲1二角成△同玉▲1三金△1二玉